

ガン風に段々なつて来るわいと後でおかしく思ひました。部屋には暖かく火をたいて呉れ、食事を持つて来て呉れて

やつと人心地ができました。もう疲れ切つた體を動かすことさへ出来ない程でした。

判例瞥見

田口二郎

◎收用土地の坪數の誤差と管轄裁判所

(昭和八年(未)第一七〇一號同十
一年七月十八日東京控訴院判決)

東京府知事が其の起業に係る國道改良工事の爲に必要な土地を收用せんとするに當つて、土地所有者と協議が調はなかつたので東京府收用審査會の裁決を求めたところ、審査會は收用土地二百二十坪四合七勺五才として裁決した。そこで土地所有者は該收用土地を實測して見ると二百三十五坪九合三勺七才の面積を有つてゐるので、之に因り損失補償金額を増額すべきであると主張し、起業者たる東京

府知事は之に對して、收用地の區域、坪數は既に收用審査會の裁決によつて確定して居るものであるから、今に至つて之を民事訴訟手續に於て争ふことは許されないと抗辯した。

此の事案に對する控訴判決中に於て東京控訴院は次の様に謂つてゐる。

「凡ソ收用審査會ニ於テ定メタル收用土地ノ區域其ノモノノ變更ハ通常裁判所ノ權限ニ屬セサルトコロナルモ、若シ其ノ區域ノ實測坪數ト收用審査會カ收用土地ニ對スル損失補償額算定ノ基礎ト爲シタル坪數トノ間ニ誤差アルカ爲メ

其ノ補償金額ニ不服ナル場合ニハ被收用者ハ民事訴訟手續ニヨリ、右誤差ヲ主張シテ補償金額ノ變更ヲ訴求シ得ヘキモノト解スルヲ相當トス。

收用土地の區域其のものゝ變更が通常裁判所の權限に屬しないことは、あまり多くの説明を要しない處と思ふが、收用審査會が決定した收用區域の實測坪數に誤りがあることを理由としての補償金額の變更を求めることが土地收用法第八十二條に所謂補償金額の決定に對する不服であるかどうか問題なのである。

此の判決では「民事訴訟手續ニヨリ右誤差ヲ主張シテ補償金額ノ變更ヲ訴求シ得ヘキモノト解スルヲ相當トス」とあつさり述べてゐるが、其の「相當トス」と決するに至つた根據は何處にあるのであらうかを考へて見ねばなるまゝ。

そこで土地收用法第八十二條に所謂補償金額の決定とは何を意味するのであるかと謂ふことになるが、此の點に付ては、行政裁判所と大審院とが其の見解を異にしてゐるこ

とは、あまりにも有名である。

行政裁判所は、補償金額の決定と謂ふのは其の金額の多寡に關する義であつて、補償を受くべき損失の種類、原因等を論争するのは其の性質行政訴訟であるから通常裁判所に出訴すべきものでないと謂ひ（明治四一、一一、七、行政裁判所判決）、大審院は、補償金額の決定は土地物件の收用と被收用者の受けた損害との間に於ける因果關係の有無を認定し、損害の範圍を確定するものであるから、補償を得んとする請求は寧ろ司法裁判所の權限に屬すると謂つてゐる。

（大正九、七、二三、大審院民事總聯合部判決）。

若し行政裁判所の見解に従ふならば、收用土地の實測坪數の誤差は、補償金額の多寡以外の問題であつて通常裁判所に出訴し得べきでないこととなるのであるが、東京控訴院は右の大審院の見解に従つて、民事訴訟手續に依り司法裁判所に出訴し得べきものとしたのであらう。然らば此の二つの見解中何れがよいのか、此の點に付ても亦學説が二派に分かれてゐる。之も別に耳新らしいことではないが

例によつて主な學説を擧げて其の再認識をして見たい。

一、行政裁判所の見解に賛成する説

イ、補償金額の決定は固より行政事件に屬し、法は便宜

の爲に之を司法裁判所に屬せしめたものであるから、其の權限は之を嚴格に解するのが理論上當然である。

法第八十二條は補償の金額の決定に對し不服ある者に
出訴せしむることを規定したのであるから假令金額の
決定は原因たる土地收用の結果に依るものであるが、
之を擴張して補償するや否やの原因に關する争を司法
裁判所の權限に屬せしめたものと解するが如きは不當
である（田中好氏、土木行政自治行政叢書武井氏 卷田中氏 著五九一
頁以下）。

ロ、法に所謂補償金額の決定とは其の金額の多寡に關する義と解するの外なく、之を司法裁判所の權限に屬せしめたのは畢竟便宜の爲に過ぎないのであるから、其の權限は嚴格に解することを要し補償の原因たるべき損失の範圍に付ては行政裁判所の權限に屬すべきもの

と爲すを正當とする（武井辯嗣氏土地收用法、現代法學全集第二五卷三七八頁）。

二、大審院の見解に賛成する説

補償原因と補償金額とは離るべからざる關係に在るもので、何に付いて補償を要するかゞ定まらねば補償金額を定むることは不可能である。法律が「補償金額ノ決定ニ對シテ」不服ある者が司法裁判所に出訴し得ることを定めて居るのは裁決の中補償の定めに關する部分に付いてはこれを司法事件とすることの趣意を示して居るもので「補償金額ノ決定」と謂へば當然何に付いて補償を要するかの決定をも含むものと解せねばならぬ。「金額」とあるからといふ理由で、補償原因に付いての決定を含まないものと解するが如きは、文字の末に拘泥した說で事に適しない。所謂「補償金額」とは損失補償とあるのと同じ意味に解すべきもので、損失補償は其の性質に於いては勿論公法的のものであるが、我が行政裁判法（一六條）は一般に損害賠償の訴訟は行政裁判所の審理に屬

しないことの方針を取つて居る爲めに、土地收用に於ける損失補償に付いても損害要償の一種としてこれを行政裁判所の権限より除き、司法事件たらしめて居るのである。而して損害要償の訴訟と謂へば要償の原因たる損害の種類及び範圍に付いての訴をも含むものであることは言ふまでもない。要するに法律の趣意とする所は、收用判決を收用の目的物及び收用の時期に關する部分と損失補償に關する部分との二に分ち、前者を行政事件後者を司法事件たらしめて居るのであつて、補償原因と補償金額とを區別する趣意ではないと認むべきである(美濃部博士、公用收用法原理二一五頁以下)。

要するに行政裁判所の見解に賛成する説は、補償金額の決定は行政事件であつて、之を司法裁判所の権限に屬せしめたのは便宜の爲であるから嚴格に解せねばならないと謂ふのである。然しながら、便宜規定は制限的に解すべしと謂ふ解釋法學上の絶對原理でもあれば格別、便宜制度の效用を最もよく果す様に解釋した方が、かへつて便宜の趣旨

に適するとも謂へるのではなからうか。司法裁判所の権限に屬するのは金額の多寡のみであると謂ふのは、あまりにきうくつで、それなら寧ろ全部を行政裁判所の権限に屬せしめた方が、より便宜であると謂ふことになりはしまいか。

それは兎も角、本事件の様に補償金額算定の基礎となる坪數の實測に誤りがあると謂ふ様なことは、補償金額の決定と謂ふ觀念の内容を爲すものと考へられるから之を司法裁判所の管轄に屬するものとした本判決は正當であると觀るべきではあるまいか。

◎道路敷地の境界査定

(昭和三年第一七一號、同十年十二月二十一日行政裁判所判決)

昭和三年五月八日東京府知事が東京府東調布町大字下沼部字上川邊一五一〇番ノ一及二と官有地との境界査定處分を行つた處、右土地所有者は之に對する不服の訴を提起して、原告所有地の北境は道路に接して居るから其の境界査

定は道路の區域を定むる權限を有する者でなければ執行することを得ない、道路の區域は管理者が定むべきものであることは「道路法第一條第十四條第十七條及第十九條ノ各規定並ニ大正十年六月二十三日大審院民事部ノ町村道ノ區域ヲ定ムル權限ハ管理者タル町村長ニ在ル旨ノ判決ニ徴シ

明ナル所ニシテ現ニ右道路ノ區域ハ道路法施行ノ際管理者タル調布村長ニ於テ之ヲ定メタルモノナルヲ以テ右道路ニ接スル部分ノ境界ヲ査定スル權限ハ」町村道の管理者でない被告東京府知事に存しないから此の部分の査定は無權限の者の爲した無効のものであると主張し、右道路敷は國有地たる證據なく査定處分當時は東調布町の所有に屬するものであるから國有財産法に依り境界査定を爲し得ざるものであると附加した。

之に對して東京府知事は「道路ノ區域ト國有地ノ區域トハ必スシモ同一ノモノニアラス、又道路敷ハ總テ國有若ハ町有ニ限ルモノニ非ス、道路ノ管理ト其ノ敷地タル國有地ノ管理トハ各其ノ法令ヲ異ニス、尤モ道路ノ公用廢止ノ場

合其ノ敷地タリシ國有地ノ處分ハ道路法ノ附屬命令ヲ以テ規定スル所アリト雖モ國有地ナリヤ否ノ境界ヲ決定スルハ國有財産法ニ依ラサルヘカラス」と争つた。

そこで行政裁判所は「道路法第十九條ノ規定ニ依リ道路ノ區域ヲ定ムル道路管理者ノ權限ハ單ニ道路ノ地域的範圍ヲ定ムル權限タルニ止マリ、已ニ定メラレタル道路ノ區域ト隣接民有地トノ境界ヲ確認スル權限ヲ包含セサルモノト解スルヲ相當トシ道路法其ノ他ノ法令中道路管理者カ道路ノ敷地ト之ニ接スル民有地トノ境界ヲ確定スル權限ヲ有スル趣旨ノ規定ナキヲ以テ之カ境界ノ査定ハ、官民有地ノ境界査定ノ一般法令タル國有財産法並ニ之カ附屬法令ノ規定ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノニシテ、同法令（國有財産法第三條同法施行令第十四條內務省所管國有財産取扱規程第二條、第三條參照）ニ依レハ境界査定ハ民有地ト境界ヲ確認スル必要アル道路ノ所在地ヲ管轄スル北海道廳長官及府縣知事ノ權限ニ屬スルモノト解スルヲ相當トス」而して本件道路が被告の管轄區域内に存在することは原告の争はない處であるか

ら被告は本件境界査定を爲す権限がある。

又右道路敷が境界査定當時東調布町の所有に屬すること
を認むるに足る證據なく、而かも道路法施行の際同村長が
路線を認定し道路の區域を定めたりとの事實は原告の争は
ざる處であるから「反證ナキ限右道路敷ハ國有ニ屬スルモ
ノト認ムルヲ相當トス」と判示した。

判旨前段は誠に正當であると思ふ。道路區域の決定は、
道路管理權及道路警察權の及ぶ範圍、即ち直接一般交通の
用に供する設備たる道路敷地を決定する處分であるが、管
理者が此の決定を爲すが爲には其の道路敷地となるべき土
地に付所有權の取得を爲す他の權原に依つて之を支配するの
權能を取得せねばならぬのであつて、其の範圍を越へて區
域の決定を爲したるときは、それは違法處分である。又決
して此の區域決定に依つて他人の土が國有地となるべきも
のではないし、官民有地境界確認の效力を有するものでは
ない。

従つて國有地たる道路敷地と隣接民有地との境界査定に

付ては、道路法及其の附屬法令に特別の定めなき以上、國
有財産法及其の附屬法令の規定に依るべきは疑を容るゝ餘
地がない。

判旨後段の「反證ナキ限道路敷ハ國有ニ屬スルモノト認
ムルヲ相當トス」と謂ふ點に付ては一吋全幅の賛意を表し
難い様な氣がする。管理者は國の機關として道路敷となる
べき土地の所有權を獲得するのを通常とするけれども、所
有權を取得せず其の他の權限に基いて之が支配の權能を
得る場合があるのであるから、あくまで證據に依つて國有
地なりや民有地又は公共團體有地なりやを決定すべきであ
ると思ふ。尠くとも反證なき限り國有地なりとの推定を下
し得るや否やは疑問と謂はねばなるまい。さりとして町村道
の經濟は町村の負擔であり、道路敷たる土地は町村が之を
提供すべき義務を負ふてゐるから町村道の敷地は反證なき
限りは町村有であると推定する（美濃部博士昭和十年度公法
制例評釋二三六頁）が如きは嘗つても述べた様に所謂經濟主
體説の誤りであつて採るべきではない。